

## 境港市市道認定及び廃止基準施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、境港市市道認定及び廃止基準（令和4年9月1日施行。以下「認定等基準」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(開発行為による認定)

第2条 認定等基準第3条第4号に該当するものとして、路線の認定を行う場合においては、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

1 次に掲げる書類をもって事前に市と協議を行ったものであること。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 現況図
- (4) 求積図
- (5) 公図の写し
- (6) 登記事項証明書の写し
- (7) 現地写真
- (8) 土地利用計画平面図
- (9) 給排水施設計画平面図及び断面図
- (10) 開発道路縦断図（舗装構成図）
- (11) 計画雨水流出量計算書及び流域図
- (12) CBR 試験結果報告書及び試験位置図
- (13) 構造物（側溝等）の構造図（製品カタログ）
- (14) 占用物件調書（様式第1号）
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 道路構造における許可基準として、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 道路側溝は、雨水等を有効に排水するため、原則、道路の両側にコンクリート U 型側溝を設けること。
- (2) 側溝蓋は原則、コンクリート蓋（騒音防止タイプ）とし、必要に応じてグレーチング蓋を設置すること。
- (3) 側溝と暗渠管を接続する箇所及び、断面が変化する箇所には、集水柵を設置すること。  
なお、柵の底には 15cm 以上の泥溜を設けること。
- (4) 道路接続部分に歩道用又は車道縦断用の側溝がある場合は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条に基づく市の承認を受けて、横断用に造り替えること。
- (5) 道路の設計に当たっては、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）を準用すること
- (6) 道路構造物の設計に当たっては、次に掲げる図書を準用し、設計すること。ただし、これにより難しい場合は、市と協議すること。

ア 国土交通省制定「土木構造物標準設計第Ⅰ巻解説書（側溝類・暗渠類）」

イ 鳥取県県土整備部制定「道路工事関係技術便覧」

ウ 鳥取県県土整備部制定「小構造物標準設計図集」

3 完成後、市の検査により工事完成認定を受けたものであること。

4 工事完成認定後に次に掲げる書類を提出したものであること。

- (1) 道路用地寄附申出書
- (2) 位置図
- (3) 平面図
- (4) 登記原因情報兼登記承諾書
- (5) 印鑑登録証明書
- (6) 公図
- (7) 地積測量図
- (8) 全部事項証明書
- (9) 完成後の写真  
(私道の認定)

第3条 認定等基準第8条第2項による申請は、路線認定申請書（様式第2号）により行うものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 道路用地寄附申出書
- (2) 位置図
- (3) 平面図
- (4) 登記原因証明情報兼登記承諾書
- (5) 印鑑登録証明書
- (6) 公図
- (7) 地積測量図
- (8) 全部事項証明書
- (9) 占用物件調書（様式第1号）

附 則

この要領は、令和5年8月8日から施行する。